

アーティスト活動再開支援事業費補助金

募集要項（第3期）

受付期間 令和5年2月6日～令和5年2月15日

令和5年2月改定

山梨県観光文化部文化振興・文化財課

1. 事業概要

山梨県内の文化芸術活動は、コロナ禍による公演や作品展示の中止、延期、収容制限などにより、未だに影響を受けている状況にあります。

このため、山梨県では、文化芸術による賑わいを創出するとともに、県民の鑑賞機会を確保するため、コロナ禍で制限されていたアーティストの活動を支援します。

【対象事業】

令和4年10月1日から令和5年2月28日までの間に、山梨県内の施設を利用して、不特定多数の観客に対し、舞台公演又は作品展示を行う事業

事業実施期間：令和4年10月1日から令和5年2月28日まで

申請受付期間：令和5年2月6日から令和5年2月15日まで

※令和4年10月1日～令和5年2月15日までに実施した事業については、（様式第1-1号）により令和5年2月15日までに申請があった場合は、遡って補助対象とします。
※令和5年2月16日～令和5年2月28日までに実施する事業については、（様式第1号）により令和5年2月15日までに申請が必要です。

【対象者】

県内出身又は県内に居住したことがある個人

代表者が県内出身又は県内に事務所等の住所がある団体

【対象経費】

対象事業を行うための経費の内、施設使用料及び抗原検査キット購入費等

【補助上限額】

補助率 10/10 の場合

〔上限額〕

舞台公演の場合、出演者について、1人又は1グループにつき、100万円まで

作品展示の場合、作者について、1人又は1グループにつき、30万円まで

補助率 1/2 の場合

〔上限額〕

舞台公演の場合、出演者について、1人又は1グループにつき、50万円まで

作品展示の場合、作者について、1人又は1グループにつき、15万円まで

抗原検査キット購入費等は、1申請あたり36万円まで

2. 申請要件

(1) 補助対象事業

不特定多数の観客に対し行う舞台公演又は作品展示の事業で以下の①～⑧の要件をすべて満たすもの

- ①文化芸術基本法第 8 条から第 12 条に規定する文化芸術のうち舞台公演又は展示を行う事業
- ②令和 4 年 1 0 月 1 日から令和 5 年 2 月 2 8 日までの間に実施する事業
- ③山梨県内の施設において実施する事業
- ④山梨県新型コロナウイルス感染症拡大への協力要請を遵守して行われる事業
- ⑤宗教的又は政治的な宣伝意図を有するものでない事業
- ⑥公序良俗に反するものでない事業
- ⑦第三者の著作権、肖像権、商標権、その他権利を侵害しない事業
- ⑧その他、法令等に違反しない事業

(2) 補助対象経費

- ①補助対象事業を行うための、公演日又は展示日に利用した県内施設の使用料等（領収書の発行されるもの）及び抗原検査キット購入その他検査に必要な物品に要する経費
- ②原則として施設の使用をキャンセルした場合にかかる費用（キャンセル料）は対象外。
ただし、緊急事態宣言の発令等により自治体からの要請を受けて事業を中止又は延期した場合は除く。
- ③国や地方公共団体から同事業を行うために補助を受けている場合は対象外（キャンセル料を含む）

(3) 補助対象者

【個人】

県内出身又は県内に居住したことがある個人であって、次のいずれかに該当するもの。

- ①平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 3 0 日の間に 2 回以上、不特定多数の観客に対し有料の舞台公演や作品展示会を主催した実績がある次のア、イのいずれかに該当する者
ア 文化芸術活動により得た収入について税務署に確定申告を提出した者（補助率 10/10）
イ 上記以外の者（補助率 1/2）
- ②平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 3 0 日の間に 2 回以上、舞台公演や作品展示会を主催した実績がある次のア、イのいずれかに該当する者
ア 教養技能の教授業による収入により税務署に確定申告を提出した教養技能の教授業を行う者（補助率 10/10）
イ 上記以外の者（補助率 1/2）
- ③平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 3 0 日の間に 2 回以上、舞台公演や作品展示会を主催した実績があり、指定・登録されている無形文化財及び無形民俗文化財の保護、継承を行っている者（補助率 10/10）

【団体】

代表者が県内出身又は県内に事務所等の住所がある団体であって、次のいずれかに該当するもの。

- ①舞台公演や作品展示会等の文化芸術活動に直接携わることを目的とすることが定款により明らかで、平成30年4月1日から令和3年9月30日に2回以上、不特定多数の観客に対し有料の舞台公演や作品展示会を主催した実績があり、かつ、以下のa、bのいずれかに該当する団体（補助率 10/10）
 - a 法人格を有する団体で、令和3年10月1日現在、団体設立後1年以上であること
 - ・一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人 等
 - ・会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）
 - ・特定非営利活動法人
 - b 法人格を有しない団体（権利能力なき社団）で、令和3年10月1日現在、団体設立後1年以上であり、かつ以下の（i）～（iii）の全てについて明記されている定款もしくは定款に類する規約等を有する団体
 - （i）団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - （ii）自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
 - （iii）団体活動の本拠としての事務所を有すること
- ②平成30年4月1日から令和3年9月30日の間に、2回以上、舞台公演や作品展示会を主催した実績があり、かつ、以下のa～bのいずれかに該当する教養技能の教授業を行う団体（補助率 10/10）
 - a 法人格を有する団体で、令和3年10月1日現在、団体設立後1年以上であること
 - ・一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人 等
 - ・会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）
 - ・特定非営利活動法人
 - b 法人格を有しない団体（権利能力なき社団）で、令和3年10月1日現在、団体設立後1年以上であり、かつ以下の（i）～（iii）の全てについて明記されている定款もしくは定款に類する規約等を有する団体
 - （i）団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - （ii）自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
 - （iii）団体活動の本拠としての事務所を有すること
- ③平成30年4月1日から令和3年9月30日の間に、2回以上、舞台公演や作品展示会を主催した実績があり、指定・登録されている無形文化財及び無形民俗文化財の保護、継承を行っている団体（補助率 10/10）

3. 補助金額、補助上限額等

補助金額は、予算の範囲内で審査により決定します。なお、交付申請額に補助の対象となる経費

(施設の使用料、設備器具使用料、抗原検査キット購入費等) 以外の経費が含まれている等、交付申請額の修正が必要な場合は、事務局においてこれを修正し、交付決定を行うことがあります。

(1) 補助率 10/10 の場合

- ① 舞台公演の場合、出演者について、1 人又は 1 グループにつき、100 万円まで
- ② 作品展示の場合、作者について、1 人又は 1 グループにつき、30 万円まで

(2) 補助率 1/2 の場合

- ① 舞台公演の場合、出演者について、1 人又は 1 グループにつき、50 万円まで
- ② 作品展示の場合、作者について、1 人又は 1 グループにつき、15 万円まで

※補助率が 1/2 の場合、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて補助します。

(3) 抗原検査キット購入費等

抗原検査キット等を購入する場合、1 申請あたり 36 万円まで

4. 対象施設

山梨県内の施設のうち、次の施設が対象となります。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定される「性風俗関連特殊営業」に該当する施設は対象外です。

(1) 公演施設

劇場、ホール、ライブハウス等（屋外施設は除く）であって、以下のアからウまでの全てに該当する施設

- ア. 募集要項公開時に利用料金が明示されていること
- イ. 収容人数が 1, 0 0 0 人程度までであること
- ウ. 山梨県新型コロナウイルス感染症拡大への協力要請を遵守する施設であること

(2) 展示施設

美術館、ギャラリー等であって、次のアからウまでの全てに該当する施設

- ア. 募集要項公開時に利用料金が明示されていること
- イ. 展示スペースの床面積が 7 5 0 m²未満であること
- ウ. 山梨県新型コロナウイルス感染症拡大への協力要請を遵守する施設であること

5. 事業実施期間

令和 4 年 1 0 月 1 日から令和 5 年 2 月 2 8 日まで

ただし、補助対象となるのは、交付決定日以降の施設利用分です。

※事業実施期間を超えて実施する事業は、上記実施期間に含まれる事業が補助対象事業となります。補助金額は、実施期間に含まれる会期日数を全会期日数で除した数を施設使用料に乘じた金額（千円未満切り捨て）となります。

(例えば、展示会期が 2 月 2 8 日から 3 月 3 日の場合、1 日 ÷ 4 日 = 1 / 4 を施設使用料にかけた金額が補助金額となります)

6. 申請手続等

(1) 申請受付期間

令和5年2月6日から令和5年2月15日まで（事業実施期間が令和4年10月1日から令和5年2月28日までのもの）

※令和4年10月1日～令和5年2月15日までに実施した事業については、（様式第1-1号）により令和5年2月15日までに申請があった場合は、遡って補助対象とします。
※令和5年2月16日～令和5年2月28日までに実施する事業については、（様式第1号）により令和5年2月15日までに申請が必要です。

(2) 申請回数の上限

上限額に達するまでは、複数回申請できます。

※上限額には、第1期からの交付額を合算します。

例) 舞台公演で補助率10/10の方が、第1期で20万円の補助金交付を受けた場合、第3期での申請可能額は80万円までとなります。

※グループに属する出演者又は作家の場合、グループとしての出演又は出展と、個人としての出演又は出展は、別の演者又は出展者として取り扱います。

例) グループ「BUNKA」に属する出演者A、B、C、Dについて、「BUNKA」としての上限額まで申請可能、A、B、C、Dのそれぞれのソロ公演は、個人としての上限額まで申請可能

(3) 申請に必要な書類

①【10月1日～2月15日までに実施した事業の場合】

■アーティスト活動再開支援事業費補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1-1号）

- ①（別紙1）誓約書
- ②施設使用料がわかる書類（明細書、HP等で公表されている「料金表」等）
- ③抗原検査キットを購入した場合、購入金額がわかる書類（見積書、価格表、数量の根拠となる資料等）
- ④公演又は展示会の開催を行ったことを確認できる書類（申請者名が明記されているチラシ、ポスター、ホームページ、開催日の活動の写真等）
- ⑤施設使用料等の支払いが確認できる書類（以下のいずれか）
 - 領収書
 - 施設側からの請求書と、銀行振込を確認できる書類のセット
- ⑥補助金の振込先の銀行通帳の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人カナが確認できるページ
- ⑦その他申請に応じて知事が必要と認める書類

※p7の「**以下、補助対象者により申請に必要な書類が異なります。**」以下を参照し、該当する要件に応じた書類を添付してください。

②【2月16日～2月28日までに実施する事業の場合】

■アーティスト活動再開支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）

【添付書類】（共通）

（個人、団体共通）

- ①（別紙1）誓約書
- ②施設を使用することがわかる書類（施設使用承認書 等）
- ③施設使用料がわかる書類（明細書、HP等で公表されている「料金表」等）
- ④抗原検査キットを購入する場合、購入金額がわかる書類（見積書、価格表、数量の根拠となる資料等）
- ⑤公演、展示の概要がわかる書類（申請者名が明記されている公演、展示のチラシ、プログラム 等）

以下、補助対象者により申請に必要な書類が異なります。

（2.（3）補助対象者の【個人】の①）に該当する場合

- ⑥申請者の本人確認ができる書類（運転免許証（両面）、保険証（住所記載面含む）、パスポート（顔写真掲載ページ）等）
- ⑦平成30年4月1日から令和3年9月30日の間に2回以上、不特定多数の観客に対し有料の舞台公演や作品展示会を主催した実績が確認できる書類（申請者名が明記されている公演、展示のチラシ、プログラム等）
- ⑧※文化芸術活動により得た収入について税務署に確定申告を提出している場合は、提出を確認できる書類（p14「別紙」参照）

※補助率 10/10 の対象者（（3）補助対象者【個人】の①ア）

ただし、文化芸術活動により得た収入について税務署に確定申告を提出していない者は、補助率 1/2 の対象者となります。（（3）補助対象者【個人】の①イ）

（2.（3）補助対象者【個人】の②）に該当する教養技能の教授業を行う個人）の場合

- ⑥申請者の本人確認ができる書類（運転免許証（両面）、保険証（住所記載面含む）、パスポート（顔写真掲載ページ）等）
- ⑦平成30年4月1日から令和3年9月30日の間に2回以上、舞台公演や作品展示会を主催した実績が確認できる書類（申請者名が明記されている公演、展示のチラシ、プログラム 等）
- ⑧※文化芸術活動により得た収入について税務署に確定申告を提出している場合は、提出を確認できる書類（p14「別紙」参照）

※補助率 10/10 の対象者（（3）補助対象者【個人】の②ア）

ただし、文化芸術活動により得た収入について税務署に確定申告を提出していない者は、補助率 1/2 の対象者となります。（（3）補助対象者【個人】の②イ）

（2.（3）補助対象者【個人】の③）に該当する無形文化財及び無形民俗文化財の保護、継承を行う個人）の場合

- ⑥申請者の本人確認ができる書類（運転免許証（両面）、保険証（住所記載面含む）、パスポート（顔写真掲載ページ）等）
- ⑦平成30年4月1日から令和3年9月30日の間に2回以上、舞台公演や作品展示会を主催した実績が確認できる書類（申請者名が明記されている公演、展示のチラシ、プログラム等）
- ⑧指定・登録されている無形文化財及び無形民俗文化財の保護、継承を行っていることが確認できる書類（HP、活動概要がわかる印刷物等）

（2.（3）補助対象者【団体】の①）に該当する場合

- ⑥交付申請書（様式第1号）の【申請者の状況】[団体]に事務所等の住所を記載した場合は、事務所等の住所が確認できる書類（団体HP等）
- ⑦定款、規約等（舞台公演や作品展示会等の文化芸術活動に直接携わることを目的とすることが確認できるもの）
- ⑧平成30年4月1日から令和3年9月30日の間に2回以上、不特定多数の観客に対し有料の舞台公演や作品展示会を主催した実績を確認できる書類（申請者名が明記されている公演、展示のチラシ、プログラム等）
- ⑨以下のa、bのいずれかに該当することが確認できる書類

a 法人格を有する団体で、令和3年10月1日現在、団体設立後1年以上であること

- ・一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等
- ・会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合
- ・特定非営利活動法人

b 法人格を有しない団体（権利能力なき社団）で、令和3年10月1日現在、団体設立後1年以上であり、かつ以下の（i）～（iii）の全てについて明記されている定款もしくは定款に類する規約等

- （i）団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- （ii）自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- （iii）団体活動の本拠としての事務所を有すること

（2.（3）補助対象者【団体】の②に該当する教養技能の教授業を行う団体）の場合

- ⑥交付申請書（様式第1号）の【申請者の状況】[団体]に事務所等の住所を記載した場合は、事務所等の住所が確認できる書類（団体HP等）
- ⑦平成30年4月1日から令和3年9月30日の間に2回以上、舞台公演や作品展示会を主催した実績を確認できる書類（申請者名が明記されている公演、展示のチラシ、プログラム等）
- ⑧以下のa～cのいずれかに該当することが確認できる書類
- a 法人格を有する団体で、令和3年10月1日現在、団体設立後1年以上であること

- ・一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等
- ・会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）
- ・特定非営利活動法人

b 法人格を有しない団体（権利能力なき社団）で、令和3年10月1日現在、団体設立後1年以上であり、かつ以下の（i）～（iii）の全てについて明記されてる定款もしくは定款に類する規約等

- （i）団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- （ii）自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- （iii）団体活動の本拠としての事務所を有すること

（2.（3）補助対象者【団体】の③に該当する無形文化財及び無形民俗文化財の保護、継承を行う団体）の場合

- ⑥交付申請書（様式第1号）の【申請者の状況】[団体]に事務所等の住所を記載した場合は、事務所等の住所が確認できる書類（団体HP等）
- ⑦平成30年4月1日から令和3年9月30日の間に2回以上、舞台公演や作品展示会を主催した実績を確認できる書類（申請者名が明記されている公演、展示のチラシ、プログラム等）
- ⑧指定・登録されている無形文化財及び無形民俗文化財の保護、継承を行っていることが確認できる書類（HP、活動概要がわかる印刷物等）

※様式は、山梨県観光文化部文化振興・文化財課HPに掲載しています。

（4）提出方法

申請受付期間内に申請に必要な書類を電子メールに添付し、**artistshien@utyad.jp** へてに送信してください（受付期間最終日の23時59分までに受信したもので有効）。

その際、メールの件名は「【申請】山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金」とし、様式の電子ファイルは記入後そのままのファイル形式で保存して添付してください。

給付通知書や本人確認書類などの紙の書類は、カメラ撮影、スキャン等により作成した文字等が読める鮮明なもので、「jpg」、「png」、「pdf」のいずれかの形式の電子ファイルとして添付してください。

※提出書類の内容について、問い合わせをさせていただくことがあります。提出書類についてはコピーを取る等、必ず、控えをお手元に保管してください。

※提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

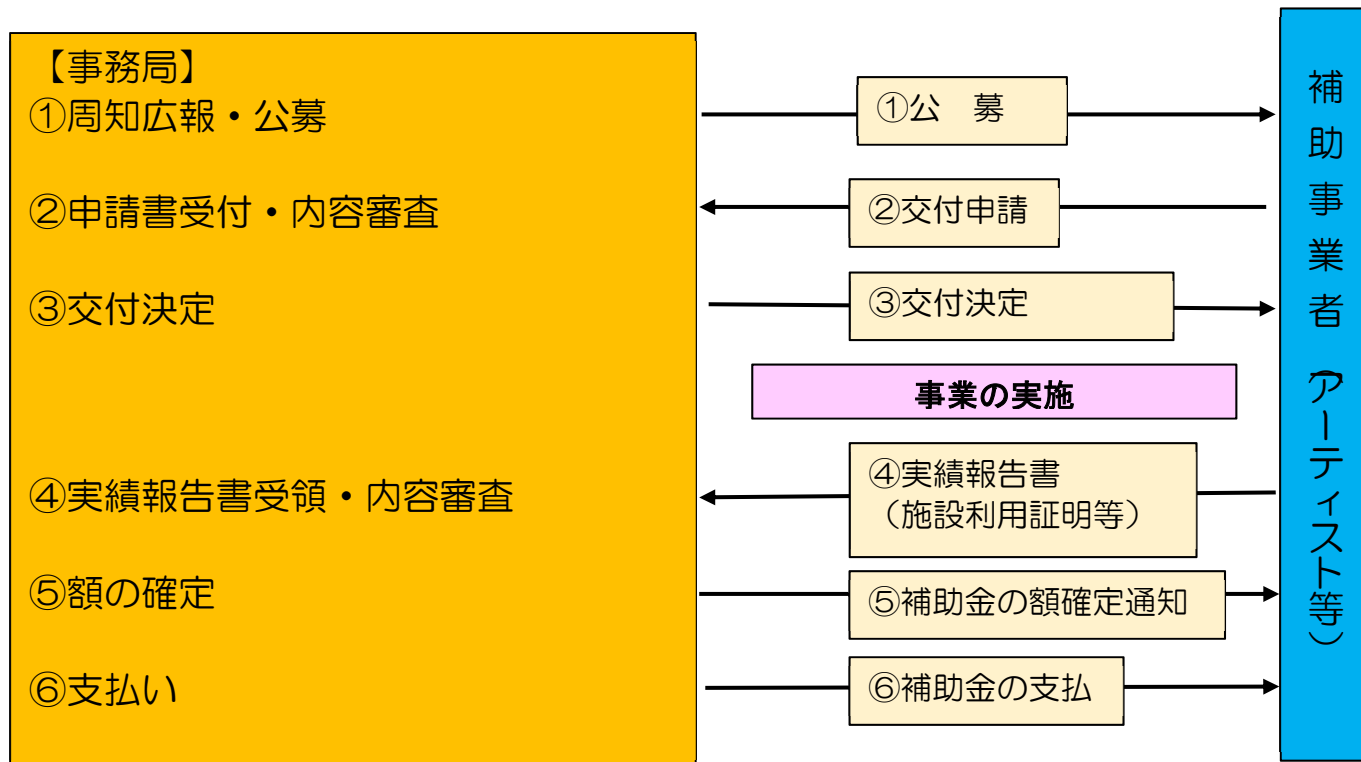
※電子メールによる送信を行った場合、送信のあったメールアドレス宛に自動返信メールを送信します。電子メール送信後、返信メールが届かない場合は、山梨県アーティスト活動再開支援事業事務局まで御連絡をお願いします。なお、電子メール不着の責任は負えません。

※電子メールによる送信が困難な場合は、様式を山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金ウェブページからダウンロードし、印刷してご記入のうえ、他の必要な書類（コピー）とともに、封筒に「山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金交付申請書在中」と朱書きし、「特定記録」又は「簡易書留」など、配達記録される方法で山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金ウエ

ページに掲載されている宛先に送付してください（当日消印有効）。なお、配達記録される方法によらない郵便での不着の責任は負えません。

なお、交付申請書等を手書きにより作成される場合は、黒のボールペンを使用してください。消すことのできるボールペンの使用はできません。

（参考）申請から補助金交付までの流れ



※ただし、10月1日～2月15日までに実施した事業の場合でアーティスト活動再開支援事業費補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1-1号）を提出した場合は、②交付申請と④実績報告書の提出として取り扱い、③交付決定と⑤額の確定を合わせて行います。

7. 審査及び交付決定

（1）審査の方法

申請受付期間内に原則として先着順に、申請要件の審査を行ったうえで、交付を決定します。

予算の上限に達した段階で審査を終了します。（山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金ウェブページに掲載します。）

※審査にあたり、申請書等の内容について、問い合わせをさせていただくことがあります。

（2）交付決定

審査の結果、補助金を交付することが適当であると認められた場合は、原則申請のあったメールアドレスあてに通知します。

なお、交付決定の段階では補助金は支払いません。申請書どおりの補助事業を実施し、事業終了後に実績報告書を提出後、補助金の額の確定を受ける必要があります。

ただし、10月1日～2月15日までに実施した事業の場合でアーティスト活動再開支援事業費補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1-1号）で申請した場合は、交付申請と実績報告書の提出として取り扱い、交付決定と額の確定を合わせて行います。

また、補助対象事業実施の際に、実地調査に伺うことがありますので、その際はご協力をお願いします。

（3）不交付決定

審査の結果補助金を交付することが適当でないと認められる場合は、原則申請のあったメールアドレスあてに不交付決定を通知します。

8. 事業内容・費用の変更等

補助金の交付決定後、補助対象事業の内容、費用等に変更がある場合は、事業実施前に山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金ウェブページに掲載している「変更承認申請書（様式第3号）」を、同サイトに掲載している電子メールアドレスあて提出し、承認を受けてください。

ただし、変更の内容によっては、承認が必要ない場合もありますので、山梨県アーティスト活動再開支援事業事務局へ事業実施前にお問い合わせください。

なお、補助対象事業を中止・廃止しようとする場合は、「中止（廃止）承認申請書（様式第4号）」によりあらかじめ承認を受ける必要があります。

9. 実績報告及び補助金の支払い

（1）実績報告に必要な書類

- ①実績報告書（様式第7号）
- ②施設使用料等の支払いが確認できる書類（以下のいずれか）
 - 領収書
 - 施設側からの請求書と、銀行振込を確認できる書類のセット※領収書や請求書は、費用の明細が明記されたものを提出してください。
※補助事業との関連性がわからない領収書等は認められません。
- ③公演又は展示会の開催を行ったことを確認できる書類（広報のためのチラシやポスター、ホームページ、開催日の活動の写真等）
- ④補助金の振込先の口座情報（様式第8号）
- ⑤補助金の振込先の銀行通帳の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人カナが確認できるページ

※領収書の例

領 収 書		No. _____	
① 様		年 ② 月 日	
金 額	③	百 + 万 千 百 + 円	収 入 印 紙
但し	④		
上記のとおり領収致しました			
小計			
消費税			
合計		⑤	

※以下の記載事項に漏れがないかご確認ください。

- ①申請者と同じ氏名を記載（フルネーム）
団体の場合は団体名及び代表者名
（例：〇〇株式会社代表取締役〇〇）
- ②領収年月日を全て記載
- ③金額の先頭に「¥」等を記
（例：¥500,000円）
- ④具体的な内容を記載
（例：〇年〇月〇日の〇〇施設使用料）
- ⑤施設の運営者名等の領収者名を記載
（例：〇〇株式会社代表取締役〇〇）

（２）実績報告の方法

実績報告に必要な書類は、補助対象事業が完了した翌日から起算して14日以内又は令和5年3月7日のいずれか早い期日までに、電子メールに添付し、**artistshien@utyad.jp** へてに送信してください（受付期間最終日の23時59分までに受信したもので有効）。

その際、メールの件名は【実績報告】山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金とし、様式の電子ファイルは記入後そのままのファイル形式で保存して添付してください。

領収書など紙の書類は、カメラ撮影、スキャン等により作成した文字等が読める鮮明なもので、「jpg」、「png」、「pdf」のいずれかの形式の電子ファイルとして添付してください。

※提出書類の内容について、問い合わせをさせていただくことがあります。提出書類についてはコピーを取る等、必ず、控えをお手元に保管してください。

※提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

※電子メールによる送信が困難な場合は、様式を山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金ウェブページからダウンロードし、ご記入のうえ、他の必要な書類とともに、封筒に「山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金実績報告書在中」と朱書きし、「特定記録」又は「簡易書留」など、配達記録される方法で山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金ウェブページに掲載されている宛先に送付してください（当日消印有効）。なお、配達記録される方法によらない郵便での不着の責任は負えません。

なお、実績報告書等を手書きにより作成される場合は、黒のボールペンを使用してください。消すことのできるボールペンの使用はできません。

（３）補助金の支払い

実績報告書等の内容について審査を行ったうえで適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、確定通知を行ったうえで、指定された金融機関口座への振込により支払います。

実施された補助対象事業の内容が、交付申請書や変更承認申請書等に記載されていた内容と

大きく異なる場合は、補助対象とならない場合があります。

10. 交付決定の取り消し

交付決定がされていても、以下のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消します。その場合、交付後であっても補助金を返還していただきます。

- ・申請内容や報告内容、提出書類に偽りや不正があったとき
- ・補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ・法令又は山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金交付要綱のいずれかに違反したとき
- ・実績報告書及びその添付書類の提出がないとき
- ・その他、山梨県知事が交付決定の取り消しが必要と認めたとき

11. その他

補助対象者は、事業に係る帳簿及び証拠書類をその完了日の属する年度の終了後5年間（令和11年3月31日まで）、山梨県からの求めがあった際には、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。

その他、本補助金の利用にあたっては、山梨県アーティスト活動再開支援事業費補助金交付要綱等の規定を遵守する必要がありますのでご注意ください。

なお、事務局に提出された個人情報、山梨県及び本補助事業の事務局業務の委託を受けた事業者に提供されます。当該個人情報は、以下の目的の範囲で使用します。

- ①補助事業の適正な執行のために必要な連絡
- ②事業活動状況等を把握するための調査（事業終了後のフォローアップ調査を含みます。）
- ③その他補助事業の遂行

12. 本事業にかかる問い合わせ先

アーティスト活動再開支援事業事務局（申請書提出先）

住所：〒400-0864

山梨県甲府市湯田2-9-8

TEL：055-235-7666

FAX：055-235-7672

E-mail:artistshien@utyad.jp

※電話は、月曜日から金曜日（祝日除く）午前10時から午後5時

「別紙」 税務署への確定申告の提出を確認できる書類とは

○申請者が業として舞台公演又は作品展示を主催していたことが確認できる書類（A または B のいずれかの書類を提出してください。）

A：平成30年～令和2年分のいずれか1年分の所得税の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書〔1・2面。収支内訳書が無い場合は税務署に提出した所得の内訳書〕）の控え（マイナンバー（個人番号）の記載のないもので、表紙に税務署の受付印のあるもの）

※税務署に e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字されているものがが必要です。なお、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付してください。

※確定申告書の控えの表紙に税務署の受付印がない場合には、税務署が発行する「納税証明書（その2：所得金額の証明書）」もあわせて必要です。

B：平成30年～令和2年分のいずれか1年分の所得税の青色申告決算書（1～4面）の控え（表紙に税務署の受付印のあるもの）

※税務署に e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字されているものがが必要です。なお、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付してください。

※青色申告決算書の控えの表紙に税務署の受付印がない場合には、税務署が発行する「納税証明書（その2：所得金額の証明書）」もあわせて必要です。